八十二　措置法第六十八条の十二第一項から第三項まで又は第五項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　措置法第六十八条の十二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
ロ　措置法第六十八条の十二第二項、第三項又は第五項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
八十三　措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
八十四　措置法第六十八条の十四第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　措置法第六十八条の十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
ロ　措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
八十五　措置法第六十八条の十六第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
ロ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
八十六　措置法第六十八条の十七第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
八十七　措置法第六十八条の十九第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
八十八　措置法第六十八条の二十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
八十九　措置法第六十八条の二十一第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額
九十　措置法第六十八条の二十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十一　措置法第六十八条の二十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十二　措置法第六十八条の二十七第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額
ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額
ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額
ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額
九十三　措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額
九十四　措置法第六十八条の三十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十五　措置法第六十八条の三十一第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額
九十六　措置法第六十八条の三十二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十七　措置法第六十八条の三十三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十八　措置法第六十八条の三十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
九十九　措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
百　措置法第六十八条の三十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額
百一　措置法第六十八条の三十八第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二　措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定　これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算されたこれらの規定に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額
百三　措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百四　措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百五　措置法第六十八条の四十四第一項又は第六項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百六　措置法第六十八条の四十五第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百七　措置法第六十八条の四十六第一項又は第六項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百八　措置法第六十八条の四十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百九　措置法第六十八条の五十三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百十　措置法第六十八条の五十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百十一　措置法第六十八条の五十五第一項又は第十三項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百十二　措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百十三　措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百十四　措置法第六十八条の五十八の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百十五　措置法第六十八条の五十九第三項の規定　同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十二条第二項に規定する百分の百十六に相当する金額
百十六　措置法第六十八条の六十一第一項、第二項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百十七　措置法第六十八条の六十二第一項又は第二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百十八　措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額